

市民税 給与支払報告書 に係る 給与所得者異動届出書  
 県民税 特別徴収

武雄市長様		給与 支 払 者  (特別 徴収 義務 者)	所在地 (住所)											担 当 者	係		特別徴収義務者番号
平成 年 月 日 提出			フリガナ												氏名		
			名称 (氏名)													電話番号	
			個人番号 又は法人番号														
給 与 所 得 者	フリガナ	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法		1月1日以降退職時 までの給与支払額						
	氏名					平成 年 月 日	1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 育休 7 その他( )	1 特別徴収継続									
	個人番号					月分から 月分まで		2 一括徴収	円								
	生年月日	昭和・平成 年 月 日				月分まで 月分まで		3 普通徴収 (本人納付)	円								
	住 所	1月1日 現在								円							
	異動後																
◎納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目も必ず記載してください。																	
新しい勤務先の名称 及び所在地		所在地	特別徴収指定番号			左記転勤先へは、月割額 円を											
		名称	電 話 番 号			月分から徴収するよう連絡済です。											

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額（退職した月を除く）の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一 括 徴 収	一括徴収する場合			給与又は退職手当 等の支払予定日	一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)	備 考
	1	異動の日が6月1日から12月31日までの間で 本人からの申出があったため一括徴収。 本人の印				
	2	異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別 徴収の継続の希望がないため一括徴収。				
	一括徴収しない場合			◎連絡事項等がございましたらご記入ください。		
1	異動の日が6月1日～12月31日までの間で本人からの申出がないため。		摘 要			
2	特別徴収の継続の希望があるため。（転勤の場合も含む。）					
3	異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額（上記(ウ)の額）を超える 給与又は退職手当等の支払いがないため。					
4	死亡による退職のため。					

- (記  
載  
注  
意)
- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっております。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。
  - 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
  - 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を。「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
  - 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。  
 一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項等を記載してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

※地方税法第321条の5第2項ただし書きの規定により、1月1日以降に退職された方の残りの税額(1月分～5月分)は、まとめて徴収してください。